三、昇給ハ年二回トスルコト
四、工場主ノ都合ニヨリ解雇ノ場合ニハ一ケ年未満
者ニ対シテハ五十日分ヲ支給スルコト
（但シ[illegible]ヲ除ク）
以上一ケ月ヲ増ス毎ニ十日分ヲ加ヘ支給スルコト
五、老衰病気ノ為メ退職スル者ニハ前項解雇
手当金ノ八分ヲ支給スルコト
六、本規定ハ大正 年 月 日ヨリ実行ス
但シ大正ヨリ以前ノ勤続年限ニ対シテハ工場主
ノ負担ニ依ルコト
七、工場主ノ都合ニ依リ解雇者ニハ帰国旅
費トシテ独身者ニハ金二十円、妻帯者
ニハ金三十円ヲ支給スルコト

八、本要求提出ノ為メ自発的退職セル
限リハ工場主側ニ於テ一ケ年間ハ解雇セザル
コトヲ保証スルコト
右要求ハ十月六日事務所
翌三日ハ（右要求ト外二ケ条提出）
二、慰労金ハ先ヅ賃金百日分
三、帰国旅費 五十円
四、賞与 賞与ハ上半期ハ給料百日分（三百円金円）
五、恩典 恩典、俸給増
六、休業中日給ニハ八分ヲ支給スルコト
七、解雇手当ハ一年未満五十日分
以上一ケ月ヲ増ス毎ニ十日分ヲ加算スルコト
（十月九日提出）

解決ノ件
其ノ他手続済
一、慰労金日給廿五日分
二、帰国旅費 十円
三、賞金 三円
四、解雇手当（規定ナシ）
一ケ年未満 五十日分
以上一ケ月ヲ増ス毎ニ十日分ヲ加フ